

(新)

建設業許可の手引き

令和 3 年 3 月改訂版
(令和3年4月1日施行)
宮 城 県 土 木 部

(旧)

建設業許可の手引き

令和 2 年 9 月改訂版
(令和2年10月1日施行)
宮 城 県 土 木 部

5 許可の申請手続

(1) 宮城県知事許可の申請手続

申請から許可(認可)に至るまでの手続は、次のとおりです。

申請書入手 → 申請予約 → 提出・受付 → 審査 → 許可(認可) → 通知書交付

申請書入手

申請に必要な書類は、下記宮城県土木部事業管理課ホームページからダウンロードしてください。

事業管理課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/>)

また、各管轄土木事務所にも備えてあります。

申請予約 (宮城県知事許可の申請のみ)

申請が集中することによる窓口の混雑を解消し、県民サービス向上を図るため、建設業許可申請等(事前相談も含む)について予約による申請の御協力をお願いしております。

イ 予約対象となる許可申請手続

1. 新規(組織換を含む)
2. 許可換え新規
3. 般・特新規
4. 業種追加
5. 更新 ※有効期間満了の1か月前までに申請して下さい。満了の3か月前から申請可能です。
6. 上記を含む組み合わせ(業種追加+更新など)
7. **建設業許可を受けた地位を承継する場合の認可申請**
8. 上記に係る事前の御相談や予備審査(事前の書類チェック)

ロ 予約方法・予約連絡先

- 管轄の土木事務所に電話又は直接窓口で予約してください。
- ※P.24「所在地別管轄土木事務所一覧」参照
- 予約受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時30分(土日祝日、閉庁時除く)
- 毎月1日～31日分は前月の最初の開庁日の午前9時から、申請日の前日(開庁日に限る)まで予約可能です。
- 予約は先着順となり、御希望の日時の予約ができない場合もありますので、あらかじめ了承願います。
- 各土木事務所の空き状況については、直接該当土木事務所に問い合わせ願います。
- 混雑状況や審査状況によって、待ち時間が長くなる場合もあります。

ハ 予約時の連絡事項

- 予約時に、予約1件ごとに以下の事項を伝えてください。
 - ①申請希望日時、
 - ②業者名(法人名又は個人名)及び業者の所在地(住所等)
 - ③代理人名(代理人申請の場合)
 - ④申請区分等(新規申請、更新申請、業種追加申請、**認可申請**、新規の事前相談等)
 - ⑤許可番号(新規以外の場合)
 - ⑥予約者の氏名及び連絡先(電話番号)

5 許可の申請手続

(1) 宮城県知事許可の申請手続

申請から許可 _____ に至るまでの手続は、次のとおりです。

申請書入手 → 申請予約 → 提出・受付 → 審査 → 許可 _____ → 通知書交付

申請書入手

申請に必要な書類は、下記宮城県土木部事業管理課ホームページからダウンロードしてください。

事業管理課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/>)

また、各管轄土木事務所にも備えてあります。

申請予約 (宮城県知事許可の申請のみ)

申請が集中することによる窓口の混雑を解消し、県民サービス向上を図るため、建設業許可申請__ (事前相談も含む) について予約による申請の御協力をお願いしております。

イ 予約対象となる許可申請手続

1. 新規(組織換を含む)
2. 許可換え新規
3. 般・特新規
4. 業種追加
5. 更新 ※有効期間満了の1か月前までに申請して下さい。満了の3か月前から申請可能です。
6. 上記を含む組み合わせ(業種追加+更新など)

ロ 予約方法・予約連絡先

- 管轄の土木事務所に電話又は直接窓口で予約してください。
- ※P.24「所在地別管轄土木事務所一覧」参照
- 予約受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時30分(土日祝日、閉庁時除く)
- 毎月1日～31日分は前月の最初の開庁日の午前9時から、申請日の前日(開庁日に限る)まで予約可能です。
- 予約は先着順となり、御希望の日時の予約ができない場合もありますので、あらかじめ了承願います。
- 各土木事務所の空き状況については、直接該当土木事務所に問い合わせ願います。
- 混雑状況や審査状況によって、待ち時間が長くなる場合もあります。

ハ 予約時の連絡事項

- 予約時に、予約1件ごとに以下の事項を伝えてください。
 - ①申請希望日時、
 - ②業者名(法人名又は個人名)及び業者の所在地(住所等)
 - ③代理人名(代理人申請の場合)
 - ④申請区分等(新規申請、更新申請、業種追加申請、 _____ 新規の事前相談等)
 - ⑤許可番号(新規以外の場合)
 - ⑥予約者の氏名及び連絡先(電話番号)

(新)

※当日、審査開始時間に来庁していない場合は、予約取消（キャンセル）として取り扱うことがありますので了承願います。

なお、各種変更届、建設業許可証明書の申請については、予約は不要です。（月～金曜日（土日祝日、閉庁時除く）の各管轄土木事務所申請窓口の申請受付時間中に、提出してください）。

提出

イ 提出場所（許可申請書の提出は窓口のみの受付となります。決算変更届等、一部の変更届出書については、郵送による提出を受けておりますので、詳しくは事業管理課HPを御確認ください。）

- P.24「所在地別管轄土木事務所一覧」参照
- 申請受付時間は、予約の際にお時間をお伝えしますので、その時間に御来庁ください。

ロ 提出部数

正本1通 P.26、27の一覧表に記載した順に綴ったもの

写し2通（正本のコピーで可）土木事務所へ提出分1通、本社控分1通

※確認書類は正本及び本社控分の計2通に添付してください。

受付

イ 申請内容が許可の基準を満たしているか、記入漏れはないか、内容を裏付ける資料が揃っているか等を確認し、必要事項が備わっていると認められると受理されます。

ロ 申請手数料は、一般建設業、特定建設業別に、それぞれ次の表により納入してください。

	申請区分	申請手数料等
宮城県	○新規、許可換え新規、般・特新規	申請手数料9万円（宮城県収入証紙を正本に貼付）
知事許	○業種追加又は更新	申請手数料5万円（宮城県収入証紙を正本に貼付）
可	○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	

(注) 登録免許税を除いて、納入された手数料については、許可申請の審査に対するものであるため、不許可の場合でも還付されません。

ハ 申請区分については、下表を参考にしてください。

	申請区分	説明
1	新規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合
2	許可換え新規	○他都道府県知事許可から宮城県知事許可へ ○宮城県知事許可から国土交通大臣許可へ ○国土交通大臣許可から宮城県知事許可へ
3	般・特新規	○「一般建設業」のみの許可業者が「特定建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」のみの許可業者が「一般建設業」を申請する場合 (同じ業種について、特定から一般にする場合は廃業届が必要です。)
4	業種追加	○「一般建設業」を受けている者が「他の一般建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」を受けている者が「他の特定建設業」を申請する場合
5	更新	「許可を受けている建設業」を引き続き行う場合
6	般・特新規+業種追加	3と4を同時に申請する場合
7	般・特新規+更新	3と5を同時に申請する場合（注1）
8	業種追加+更新	4と5を同時に申請する場合（注1）

(旧)

※当日、審査開始時間に来庁していない場合は、予約取消（キャンセル）として取り扱うことがありますので了承願います。

なお、各種変更届、建設業許可証明書の申請については、予約は不要です。（月～金曜日（土日祝日、閉庁時除く）の各管轄土木事務所申請窓口の申請受付時間中に、提出してください）。

提出

イ 提出場所（許可申請書の提出は窓口のみの受付となります。決算変更届等、一部の変更届出書については、郵送による提出を受けておりますので、詳しくは事業管理課HPを御確認ください。）

- P.24「所在地別管轄土木事務所一覧」参照
- 申請受付時間は、予約の際にお時間をお伝えしますので、その時間に御来庁ください。

ロ 提出部数

正本1通（押印したもの） P.26、27の一覧表に記載した順に綴ったもの

写し2通（正本のコピーで可）土木事務所へ提出分1通、本社控分1通

※確認書類は正本及び本社控分の計2通に添付してください。

受付

イ 申請内容が許可の基準を満たしているか、記入漏れはないか、内容を裏付ける資料が揃っているか等を確認し、必要事項が備わっていると認められると受理されます。

ロ 申請手数料は、一般建設業、特定建設業別に、それぞれ次の表により納入してください。

	申請区分	申請手数料等
宮城県	○新規、許可換え新規、般・特新規	申請手数料9万円（宮城県収入証紙を正本に貼付）
知事許	○業種追加又は更新	申請手数料5万円（宮城県収入証紙を正本に貼付）
可	○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	

(注) 登録免許税を除いて、納入された手数料については、許可申請の審査に対するものであるため、不許可の場合でも還付されません。

ハ 申請区分については、下表を参考にしてください。

	申請区分	説明
1	新規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合
2	許可換え新規	○他都道府県知事許可から宮城県知事許可へ ○宮城県知事許可から国土交通大臣許可へ ○国土交通大臣許可から宮城県知事許可へ
3	般・特新規	○「一般建設業」のみの許可業者が「特定建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」のみの許可業者が「一般建設業」を申請する場合 (同じ業種について、特定から一般にする場合は廃業届が必要です。)
4	業種追加	○「一般建設業」を受けている者が「他の一般建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」を受けている者が「他の特定建設業」を申請する場合
5	更新	「許可を受けている建設業」を引き続き行う場合
6	般・特新規+業種追加	3と4を同時に申請する場合
7	般・特新規+更新	3と5を同時に申請する場合（注1）

(新)

9	般・特新規+業種追加+更新	3と4と5を同時に更新する場合(注1)
---	---------------	---------------------

(注1) 7・8・9の申請については、許可の有効期間が十分(2か月程度)残っているうちに窓口に御相談の上、申請してください。

(注2) 個人から法人への組織変更や企業合併等が予想される場合には、あらかじめ窓口にご相談ください。

許可(認可)

イ 申請書受付後、審査を行い、 基準を満たすと許可(認可)になります。

ロ 新規申請の許可については、申請書受付後おおむね35日の期間を要します。

許可通知書の交付

イ 「許可通知書」は申請した窓口で交付します。

ロ 建設業許可通知書は、再交付しません。紛失等の際には、建設業許可証明書を受けてください。

(P.118参照)

許可申請の取下げ

許可申請をした者が、都合によりその申請の取下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」を提出してください。受付後に申請書類をお返ししますが、登録免許税(大臣許可)を除き申請手数料は還付されません。

【所在地別管轄土木事務所一覧】

所管区域	申請書等提出先	所在地	電話番号
白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	大河原土木事務所 総務班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎3階)	0224-53-3135
仙台市, 名取市, 富谷市, 岩沼市, 塩竈市, 多賀城市, 亶理郡, 黒川郡, 宮城郡	仙台土木事務所 総務班	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-1-2	022-297-4113
大崎市, 栗原市, 加美郡, 遠田郡	北部土木事務所 総務班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 (大崎合同庁舎5階)	0229-91-0731
石巻市, 東松島市, 登米市, 女川町	東部土木事務所 総務班	〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7 (石巻合同庁舎5階)	0225-95-1151
気仙沼市, 本吉郡	気仙沼土木事務所 総務班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 (気仙沼合同庁舎4階)	0226-22-2622

(旧)

8	業種追加+更新	4と5を同時に申請する場合(注1)
9	般・特新規+業種追加+更新	3と4と5を同時に更新する場合(注1)

(注1) 7・8・9の申請については、許可の有効期間が十分(2か月程度)残っているうちに窓口に御相談の上、申請してください(大臣許可申請の方は、許可の有効期間が満了する日の6か月前までに申請してください)。

(注2) 個人から法人への組織変更や企業合併等が予想される場合には、あらかじめ窓口にご相談ください。

許可

イ 申請書受付後、審査を行い、 許可基準を満たすと許可 になります。

ロ 新規申請の許可については、申請書受付後おおむね35日の期間を要します。

許可通知書の交付

イ 「許可通知書」は申請した窓口で交付します。

ロ 建設業許可通知書は、再交付しません。紛失等の際には、建設業許可証明書を受けてください。

(P.118参照)

許可申請の取下げ

許可申請をした者が、都合によりその申請の取下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」を提出してください。受付後に申請書類をお返ししますが、登録免許税(大臣許可)を除き申請手数料は還付されません。

【所在地別管轄土木事務所一覧】

所管区域	申請書等提出先	所在地	電話番号
白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	大河原土木事務所 総務班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎3階)	0224-53-3135
仙台市, 名取市, 富谷市, 岩沼市, 塩竈市, 多賀城市, 亶理郡, 黒川郡, 宮城郡	仙台土木事務所 総務班	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-1-2	022-297-4113
大崎市, 栗原市, 加美郡, 遠田郡	北部土木事務所 総務班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 (大崎合同庁舎5階)	0229-91-0731
石巻市, 東松島市, 登米市, 女川町	東部土木事務所 総務班	〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7 (石巻合同庁舎5階)	0225-95-1151
気仙沼市, 本吉郡	気仙沼土木事務所 総務班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 (気仙沼合同庁舎4階)	0226-22-2622

≪宮城県収入証紙の販売について≫

県内に本店を置く銀行、信用金庫等

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html> (会計課ホームページ) で購入してください。

(2) 国土交通大臣許可の申請手続

宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請を申請する方は、東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、以下の受付窓口に申請してください。(※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします。)

※本手引きは主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

≪管轄行政庁・申請窓口≫ (郵送可)

国土交通省東北地方整備局 建設部建設産業課建設業係

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎 (B棟) 14階

電話： 022-225-2171 (代表) (内線6145)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、書類の提出方法が変更になる場合があります。最新の情報を下記HP等で御確認ください。

ホームページアドレス：<http://www.thr.mlit.go.jp/>

≪宮城県収入証紙の販売について≫

県内に本店を置く銀行、信用金庫等

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html> (会計課ホームページ) で購入してください。

(2) 国土交通大臣許可の申請手続

宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請を申請する方は、東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、以下の受付窓口に申請してください。(※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします。)

※本手引きは主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

≪管轄行政庁・申請窓口≫ (郵送可)

国土交通省東北地方整備局 建設部建設産業課建設業係

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎 (B棟) 14階

電話： 022-225-2171 (代表) (内線6145)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、書類の提出方法が変更になる場合があります。最新の情報を下記HP等で御確認ください。

ホームページアドレス：<http://www.thr.mlit.go.jp/>

●提出部数

正本1通 (押印したもの) 綴り方は東北地方整備局作成の手引きを御参照ください。

副本1通 (正本のコピーで可) 会社控え分となります。

●申請手数料は下表のとおりです。

	申請区分	申請手数料等
国土交通大臣許可	○新規、許可換え新規、般・特新規	登録免許税15万円 (仙台北税務署宛に銀行、郵便局等を通じて納入し、納付書を正本に貼付)
	○業種追加又は更新	申請手数料5万円 (収入印紙を正本に貼付)
	○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	

※なお、大臣許可の新規申請を取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」及び「登録免許税の還付願」を併せて提出してください。

申請書類記載例

(1) 建設業許可申請書〔表紙〕

該当する申請区分に○をつける。

建設業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請

申請区分	
1	新規
2	許可・換え新規
3	般・特新規
4	業種追加
5	更新
6	般・特新規+業種追加
7	般・特新規+更新
8	業種追加+更新
9	般・特新規+業種追加+更新 (特記事項)

・該当する数字を○で囲む

審査担当者

許可年月日 ※ 令和 年 月 日

宮城県知事許可 ※ () 第 号

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。
(例) (登記上) ○○市……
(事実上) ○○市……

9 3 0 - 3 5 7 0

主たる営業所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
電話 022-211-3116

商号又は名称 株式会社仙台建設

代表者 代表取締役 仙台太郎
職氏名

担当者・申請代理人

電話 ()

類別	申請業種
<input type="checkbox"/>	土木工事業
<input type="checkbox"/>	建築工事業
<input type="checkbox"/>	大工工事業
<input type="checkbox"/>	左官工事業
<input checked="" type="checkbox"/>	とび・土工工事業
<input type="checkbox"/>	石工事業
<input type="checkbox"/>	屋根工事業
<input type="checkbox"/>	電気工事業
<input type="checkbox"/>	管工事業
<input type="checkbox"/>	タイル・れんが・ブロック工事業
<input type="checkbox"/>	鋼構造物工事業
<input type="checkbox"/>	鉄筋工事業
<input type="checkbox"/>	舗装工事業
<input type="checkbox"/>	しゅんせつ工事業
<input type="checkbox"/>	板金工事業
<input type="checkbox"/>	ガラス工事業
<input type="checkbox"/>	塗装工事業
<input type="checkbox"/>	防水工事業
<input type="checkbox"/>	内装仕上工事業
<input type="checkbox"/>	機械器具設置工事業
<input type="checkbox"/>	熱絶縁工事業
<input type="checkbox"/>	電気通信工事業
<input checked="" type="checkbox"/>	造園工事業
<input type="checkbox"/>	さく井工事業
<input type="checkbox"/>	建具工事業
<input type="checkbox"/>	水道施設工事業
<input type="checkbox"/>	消防施設工事業
<input type="checkbox"/>	清掃施設工事業
<input type="checkbox"/>	解体工事業

申請する業種の該当する欄に○印を記入 ※印の部分は記入不要

申請する業種に○をつける。

法人の場合は代表者、個人の場合はその本人

※代理申請について
申請書の作成に行政書士が係っている場合、担当者・申請代理人欄に記名してください。
なお、[代理申請の詳細](#)については、P119-121を御確認下さい。

申請書類記載例

(1) 建設業許可申請書〔表紙〕

該当する申請区分に○をつける。

建設業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請

申請区分	
1	新規
2	許可・換え新規
3	般・特新規
4	業種追加
5	更新
6	般・特新規+業種追加
7	般・特新規+更新
8	業種追加+更新
9	般・特新規+業種追加+更新 (特記事項)

・該当する数字を○で囲む

審査担当者

許可年月日 ※ 令和 年 月 日

宮城県知事許可 ※ () 第 号

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。
(例) (登記上) ○○市……
(事実上) ○○市……

9 3 0 - 3 5 7 0

主たる営業所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
電話 022-211-3116

商号又は名称 株式会社仙台建設

代表者 代表取締役 仙台太郎
職氏名

担当者・申請代理人

電話 ()

類別	申請業種
<input type="checkbox"/>	土木工事業
<input type="checkbox"/>	建築工事業
<input type="checkbox"/>	大工工事業
<input type="checkbox"/>	左官工事業
<input checked="" type="checkbox"/>	とび・土工工事業
<input type="checkbox"/>	石工事業
<input type="checkbox"/>	屋根工事業
<input type="checkbox"/>	電気工事業
<input type="checkbox"/>	管工事業
<input type="checkbox"/>	タイル・れんが・ブロック工事業
<input type="checkbox"/>	鋼構造物工事業
<input type="checkbox"/>	鉄筋工事業
<input type="checkbox"/>	舗装工事業
<input type="checkbox"/>	しゅんせつ工事業
<input type="checkbox"/>	板金工事業
<input type="checkbox"/>	ガラス工事業
<input type="checkbox"/>	塗装工事業
<input type="checkbox"/>	防水工事業
<input type="checkbox"/>	内装仕上工事業
<input type="checkbox"/>	機械器具設置工事業
<input type="checkbox"/>	熱絶縁工事業
<input type="checkbox"/>	電気通信工事業
<input checked="" type="checkbox"/>	造園工事業
<input type="checkbox"/>	さく井工事業
<input type="checkbox"/>	建具工事業
<input type="checkbox"/>	水道施設工事業
<input type="checkbox"/>	消防施設工事業
<input type="checkbox"/>	清掃施設工事業
<input type="checkbox"/>	解体工事業

申請する業種の該当する欄に○印を記入 ※印の部分は記入不要

申請する業種に○をつける。

法人の場合は代表者、個人の場合はその本人

※代理申請について
申請書の作成に行政書士が係っている場合、担当者・申請代理人欄に記名してください。
なお、[代理人の記名及び押印が必要な書類](#)については、P119-121を御確認下さい。

(2) 建設業許可申請書〔様式第一号〕
(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

※法第十七条の二、三に規定される**譲渡・合併・分割・相続を伴う認可申請書類**については、**本手引き記載例の様式とは異なります**ので、御注意ください。
様式は、事業管理課HPに掲載しております。

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。
(例) (登記上) ○○市……
(事実上) ○○市……

様式第一号 (第二条関係)

建設業許可申請書

(用紙A4)

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和○年○月○日

行政書士が作成を代理している場合、申請者欄に2段書きで記名する。
※この場合、行政書士法施行規則第9条の規定により、行政書士の職印が必要です。

枠内は記入しないこと。

この部分のフリガナは記入しない。

新規・許可換えの場合は上段のみ記入する。

濁点、半濁点は、1文字とすること。
(例) :ダ バ

市区町村コード表(P.32)の番号を記入する。

右詰めで記入する。

個人の場合は記入しない。

許可換え申請の場合のみ記入する。

法人の場合は代表者、個人の場合はその本人

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
株式会社 仙台建設
代表取締役 仙台太郎

行政書士が作成を代理している場合、申請者欄に2段書きで記名する。
※この場合、行政書士法施行規則第9条の規定により、行政書士の職印が必要です。

更新時に2つ以上ある許可日を1つにまとめるときは「1」、それ以外は「2」を記入する。

該当する業種のコラムに一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。

姓と名の間は1コラムあけること。

個人で支配人登記している場合のみ記入する。

主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載する。

原則として本店所在地を記入する。登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入する。
なお、記入の際は、市区町村に続くところから記入する。
(例) ○○市○○字○○-○

建設業以外に営業している業務があれば記入する。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

必ず会社等の担当者の名前を記載する。

注1
コラム欄に記入する字体について
○ 法人の場合は、商号、代表者名は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に限る。
○ 個人の場合は、住民票による。

(2) 建設業許可申請書〔様式第一号〕
(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

※法第十七条の二、三に規定される**譲渡・合併・分割・相続を伴う認可申請書類**については、**本手引き記載例の様式とは異なります**ので、御注意ください。
様式は、事業管理課HPに掲載しております。

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。
(例) (登記上) ○○市……
(事実上) ○○市……

様式第一号 (第二条関係)

建設業許可申請書

(用紙A4)

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和○年○月○日

行政書士が作成を代理している場合、申請者欄に2段書きで記名・押印する。

枠内は記入しないこと。

この部分のフリガナは記入しない。

新規・許可換えの場合は上段のみ記入する。

濁点、半濁点は、1文字とすること。
(例) :ダ バ

市区町村コード表(P.32)の番号を記入する。

右詰めで記入する。

個人の場合は記入しない。

許可換え申請の場合のみ記入する。

法人の場合は代表者、個人の場合はその本人

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
株式会社 仙台建設
代表取締役 仙台太郎

行政書士が作成を代理している場合、申請者欄に2段書きで記名・押印する。

更新時に2つ以上ある許可日を1つにまとめるときは「1」、それ以外は「2」を記入する。

該当する業種のコラムに一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。

姓と名の間は1コラムあけること。

個人で支配人登記している場合のみ記入する。

主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載する。

原則として本店所在地を記入する。登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入する。
なお、記入の際は、市区町村に続くところから記入する。
(例) ○○市○○字○○-○

建設業以外に営業している業務があれば記入する。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

必ず会社等の担当者の名前を記載する。

注1
コラム欄に記入する字体について
○ 法人の場合は、商号、代表者名は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に限る。
○ 個人の場合は、住民票による。

(10) 誓約書〔様式第六号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第六号 (第二条関係)

(用紙A4)

誓 約 書

本文は消さない

申請者
~~譲受人~~
~~合併相続法人~~
~~分割承継法人~~

申請者
~~譲受人~~
~~合併相続法人~~
~~分割承継法人~~ の役員等及び建設業法施行令第3条に規定す

る使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
~~譲受人~~ 株式会社 仙台建設
~~合併相続法人~~ 代表取締役 仙台太郎
~~分割承継法人~~

不要のものを消す

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~

宮城県 知事 殿

記載要領

申請者「申請者」
~~譲受人~~「譲受人」
~~合併相続法人~~「合併相続法人」、
~~分割承継法人~~「分割承継法人」

「地方整備局長
北海道開発局長
知事」
については、不要のものを消すこと。

◎記載前に必ず確認！！

取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。
許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

- 【法第8条の欠格要件の主な例】 ※必ず法律で詳細を確認すること
- 禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
- ※執行猶予が付された場合も該当
- 刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
- 暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)

(10) 誓約書〔様式第六号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第六号 (第二条関係)

(用紙A4)

誓 約 書

本文は消さない

申請者
~~譲受人~~
~~合併相続法人~~
~~分割承継法人~~

申請者
~~譲受人~~
~~合併相続法人~~
~~分割承継法人~~ の役員等及び建設業法施行令第3条に規定す

る使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
~~譲受人~~ 株式会社 仙台建設
~~合併相続法人~~ 代表取締役 仙台太郎
~~分割承継法人~~

不要のものを消す

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~

宮城県 知事 殿

記載要領

申請者「申請者」
~~譲受人~~「譲受人」
~~合併相続法人~~「合併相続法人」、
~~分割承継法人~~「分割承継法人」

「地方整備局長
北海道開発局長
知事」
については、不要のものを消すこと。

(11) 常勤役員等証明書〔様式第七号〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

様式第七号 (第三条関係)

常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書

(1) 下記の者は、建設業に關し、次のとおり第7条第1号イ(1)に掲げる経験を有することを証明します。

代表取締役
職名等
経験年数
昭和60年10月から平成16年4月まで 満18年7月

証明者は、証明しようとする期間被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする(注2)。

証明者
宮城県仙台市青葉区3-8-1
株式会社仙台建設建設
代表取締役 仙台太郎

(2) 下記の者は、許可申請書(1)の常勤役員で建設業法第7条第1号イ(1)に該当する者であることを相違ありません。

申請書
提出者
宮城県仙台市青葉区3-8-1
株式会社仙台建設建設
代表取締役 仙台太郎

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣……………00
宮城県知事…04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法による事が出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(11) 常勤役員等証明書〔様式第七号〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

様式第七号 (第三条関係)

常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書

(1) 下記の者は、建設業に關し、次のとおり第7条第1号イ(1)に掲げる経験を有することを証明します。

代表取締役
職名等
経験年数
昭和60年10月から平成16年4月まで 満18年7月

証明者は、証明しようとする期間被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする(注2)。
なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の印を省略することができる。

証明者
宮城県仙台市青葉区3-8-1
株式会社仙台建設建設
代表取締役 仙台太郎

(2) 下記の者は、許可申請書(1)の常勤役員で建設業法第7条第1号イ(1)に該当する者であることを相違ありません。

申請書
提出者
宮城県仙台市青葉区3-8-1
株式会社仙台建設建設
代表取締役 仙台太郎

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣……………00
宮城県知事…04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法による事が出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第七号 (第三条関係)

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

役員等としての経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

代表取締役、取締役、事業主、支配人等の役職名を記載する。

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。

①申請者が法人の場合
②申請者が個人の場合
③申請者が個人で支配人を置いている場合

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣……………00
宮城県知事…04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合 (変更を伴わない場合)

注1) 証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

注2) 正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第七号 (第三条関係)

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

役員等としての経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

代表取締役、取締役、事業主、支配人等の役職名を記載する。

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。

①申請者が法人の場合
②申請者が個人の場合
③申請者が個人で支配人を置いている場合

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣……………00
宮城県知事…04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合 (変更を伴わない場合)

注1) 証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

注2) 正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の財務管理の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

Form showing applicant information: 申請者 届出者, 宮城県知事 届出者, 職名等 財務部長, 経験年数 平成27年4月から令和2年3月まで 満5年 月, 証明者と被証明者との関係 社員, 備考 (例) 宮城県知事(根-16)第12345号 土木工事業 平成16年6月25日 許可

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣.....00 宮城県知事...04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

Main form with fields for 申請又は届出の区分, 変更年月日, 大臣コード, 許可番号, 氏名のフリガナ, 元号, 生年月日, 住所, 備考. Includes checkboxes for 新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等.

- 1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

(注1) 証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2) 正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の財務管理の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

Form showing applicant information: 申請者 届出者, 宮城県知事 届出者, 職名等 財務部長, 経験年数 平成27年4月から令和2年3月まで 満5年 月, 証明者と被証明者との関係 社員, 備考 (例) 宮城県知事(根-16)第12345号 土木工事業 平成16年6月25日 許可

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣.....00 宮城県知事...04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

Main form with fields for 申請又は届出の区分, 変更年月日, 大臣コード, 許可番号, 氏名のフリガナ, 元号, 生年月日, 住所, 備考. Includes checkboxes for 新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等.

- 1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

(注1) 証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2) 正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の労務管理の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

Form showing employee details for the new version, including name, position, and experience dates.

変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣………00
宮城県知事…04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

- 1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の労務管理の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

Form showing employee details for the old version, including name, position, and experience dates.

変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣………00
宮城県知事…04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

- 1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の業務運営の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

申請者 届出者 宮城県建設業協会 代表取締役 仙台支部

令和 ○年○月○日

宮城県建設業協会 代表取締役 仙台支部

役職名等 業務部長
経験年数 平成27年4月から令和2年3月まで満5年
証明者と被証明者との関係 社員
備考 (例) 宮城県知事(根-16)第12345号 土木工事業 平成16年6月25日許可

申請又は届出の区分 3 1 1 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等を直接に補佐する)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣コード 00
宮城県知事コード 04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】
氏名のフリガナ 3 2 セ ン
氏名 3 3 仙 台 四 郎
住所 宮城県多賀城市錦ヶ谷1-4-1
◎【変更前】
氏名 3 4

元号(令和、平成H、昭和S、大正T、明治M)
生年月日 5 3 4 年 0 5 月 2 2 日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(注1) 証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2) 正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の業務運営の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

申請者 届出者 宮城県建設業協会 代表取締役 仙台支部

令和 ○年○月○日

宮城県建設業協会 代表取締役 仙台支部

役職名等 業務部長
経験年数 平成27年4月から令和2年3月まで満5年
証明者と被証明者との関係 社員
備考 (例) 宮城県知事(根-16)第12345号 土木工事業 平成16年6月25日許可

申請又は届出の区分 3 1 1 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等を直接に補佐する)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣コード 00
宮城県知事コード 04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】
氏名のフリガナ 3 2 セ ン
氏名 3 3 仙 台 四 郎
住所 宮城県多賀城市錦ヶ谷1-4-1
◎【変更前】
氏名 3 4

元号(令和、平成H、昭和S、大正T、明治M)
生年月日 5 3 4 年 0 5 月 2 2 日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(注1) 証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2) 正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(新)

(14) 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

施行規則第7条1号ロに規定する常勤役員等について記載すること。

別紙1

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

現住所	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1		
氏名	仙 台 一 郎	生年月日	5 3 1 年 5 月 2 2 日生
職名	取 締 役		
職 歴	期 間	従事した職務内容	
	自 H20年4月1日 至 H30年3月31日	(株)宮城物産 本店営業部勤務	
職 歴	自 H27年4月1日 至 H30年3月31日	取締役	
	自 H30年4月1日 至 R2年3月31日	(株)仙台建設入社 取締役 現在に至る	
賞 罰	自 年 月 日 至 年 月 日	賞 罰 の 内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	

現在に至るまでの職歴を記入する。
※様式第七号の二で示した役員等としての期間については、特に具体的に示すこと。

◎記載前に必ず確認！！
 取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。
 許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

【法第8条の欠格要件の主な例】※必ず法律で詳細を確認すること
 ○禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
 ※執行猶予が付された場合も該当
 ○刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
 ○暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)

(旧)

(14) 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

施行規則第7条1号ロに規定する常勤役員等について記載すること。

別紙1

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

現住所	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1		
氏名	仙 台 一 郎	生年月日	5 3 1 年 5 月 2 2 日生
職名	取 締 役		
職 歴	期 間	従事した職務内容	
	自 H20年4月1日 至 H30年3月31日	(株)宮城物産 本店営業部勤務	
職 歴	自 H27年4月1日 至 H30年3月31日	取締役	
	自 H30年4月1日 至 R2年3月31日	(株)仙台建設入社 取締役 現在に至る	
賞 罰	自 年 月 日 至 年 月 日	賞 罰 の 内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	
	自 年 月 日 至 年 月 日	なし	

現在に至るまでの職歴を記入する。
※様式第七号の二で示した役員等としての期間については、特に具体的に示すこと。

「賞罰の内容」の欄に具体的な記載が無いまま、後に行政処分等の事実が確認され、法第8条に該当する場合、「虚偽申請」となり、建設業許可を取消す場合があります。

上記の通り相違ありません。
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

氏名 仙 台 一 郎 印

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(新)

(16) 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕

様式第七号の三

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出をします。

令和元年6月1日

地方整備局長
宮城県知事 殿

代理人の記名 不可

宮城県仙台市青葉区本町3-8-3
株式会社 仙台建設
代表取締役 仙台 太郎

申請者
届出者

許可年月日
許可番号 同上空通十第 許可(一般) 第 号 令和 年 月 日

(営業所毎の保険加入状況) 上記の提出区分が(2)の場合のみ記載する。

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本社 (5人)	20人	1	1	1	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
古川支店 (0人)	10人	3	3	3	健康保険 本店一括 厚生年金保険 本店一括 雇用保険 本店一括	〇〇 〇〇
合計	30人 (5人)					

記載事項
健康保険: 事業所整理記号及び事業番号
厚生年金保険: 事業所整理記号及び事業所番号
雇用保険: 雇用保険にかかる労働保険番号

※注意!
「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員(常勤・非常勤を問わず、監査役を除く。以下同じ。)、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。1週間の所定労働時間が20時間未満であるパート・アルバイト等の加入義務がない者を除く。)を記載すること。また、()内には、法人の場合は役員の人数を、個人事業主の場合は事業主及び同居の親族である従業員の人数を内数として記載すること。

保険加入状況の確認資料

雇用保険	直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び領収書(写)
健康保険・厚生年金保険	次のうちのいずれか ・直近の健康保険及び厚生年金保険の納入にかかる領収書(又は納入証明書)(写) ・直近の被保険者標準報酬決定通知書(写) ※被保険者等記号・番号にマスキングをすること。 ・直近の被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(写) ※被保険者等記号・番号にマスキングをすること。

※加入手続きがお済みで通知が届いていない場合は、受け付けされた申請書の控え(写)を提出して下さい。
 ※協会けんぽ(全国健康保険協会)又は健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合は「1 加入」を記入して下さい。
 ※健康保険被保険者適用除外承認申請による承認を行って国保組合(国民健康保険組合※建設国保等)に加入している場合は「2 適用除外」を記載し、適用除外承認証(写)を提出して下さい。

※適用除外の例
【雇用保険】
 従業員が一人もいない事業所(例: 役員のみの方の法人事業所、事業主と専従者のみの個人事業所)
【健康保険・厚生年金保険】
 従業員が4人以下の個人事業所(法人事業所は従業員の数にかかわらず適用事業所となります)
 なお、保険に関するお問い合わせは、雇用保険についてはハローワークへ、健康保険・厚生年金保険については年金事務所へお願いいたします。

(旧)

(16) 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕

様式第七号の三

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出をします。

令和元年6月1日

地方整備局長
宮城県知事 殿

代理人の記名 押印不可

宮城県仙台市青葉区本町3-8-3
株式会社 仙台建設
代表取締役 仙台 太郎

申請者
届出者

許可年月日
許可番号 同上空通十第 許可(一般) 第 号 令和 年 月 日

(営業所毎の保険加入状況) 上記の提出区分が(2)の場合のみ記載する。

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本社 (5人)	20人	1	1	1	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
古川支店 (0人)	10人	3	3	3	健康保険 本店一括 厚生年金保険 本店一括 雇用保険 本店一括	〇〇 〇〇
合計	30人 (5人)					

記載事項
健康保険: 事業所整理記号及び事業番号
厚生年金保険: 事業所整理記号及び事業所番号
雇用保険: 雇用保険にかかる労働保険番号

※注意!
「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員(常勤・非常勤を問わず、監査役を除く。以下同じ。)、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。1週間の所定労働時間が20時間未満であるパート・アルバイト等の加入義務がない者を除く。)を記載すること。また、()内には、法人の場合は役員の人数を、個人事業主の場合は事業主及び同居の親族である従業員の人数を内数として記載すること。

保険加入状況の確認資料

雇用保険	直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び領収書(写)
健康保険・厚生年金保険	次のうちのいずれか ・直近の健康保険及び厚生年金保険の納入にかかる領収書(又は納入証明書)(写) ・直近の被保険者標準報酬決定通知書(写) ※被保険者等記号・番号にマスキングをすること。 ・直近の被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(写) ※被保険者等記号・番号にマスキングをすること。

※加入手続きがお済みで通知が届いていない場合は、受け付けされた申請書の控え(写)を提出して下さい。
 ※協会けんぽ(全国健康保険協会)又は健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合は「1 加入」を記入して下さい。
 ※健康保険被保険者適用除外承認申請による承認を行って国保組合(国民健康保険組合※建設国保等)に加入している場合は「2 適用除外」を記載し、適用除外承認証(写)を提出して下さい。

※適用除外の例
【雇用保険】
 従業員が一人もいない事業所(例: 役員のみの方の法人事業所、事業主と専従者のみの個人事業所)
【健康保険・厚生年金保険】
 従業員が4人以下の個人事業所(法人事業所は従業員の数にかかわらず適用事業所となります)
 なお、保険に関するお問い合わせは、雇用保険についてはハローワークへ、健康保険・厚生年金保険については年金事務所へお願いいたします。

(新)

技術職員資格区分コード表

Table with columns for qualification categories (e.g., 建設業, 建築士法, 技術士法) and specific job codes (e.g., 11, 1A, 12). It includes a legend for required experience years and a note about selection criteria.

(旧)

技術職員資格区分コード表

Table with columns for qualification categories and specific job codes, identical in structure to the 'New' version but with different content.

(18) 実務経験証明書〔様式第九号〕

(当該用紙下段の記載要領をご覧ください。)

〔指定建設業について〕

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められており、実務経験により特定建設業の許可を受けようとする者の専任技術者になることはできません。(一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者に限られる。)

この様式は、実務経験により専任技術者又は主任技術者になる場合に必要です。(法第7条第2号イ又はロの該当者P.17参照)

実務経験を得た当時の商号又は名称を記載する。

証明者は被証明者の使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする。

様式第九号 (第三条関係)

実務経験証明書

(用紙A4)

下記の者は、**遼園** 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

(例)

宮城県知事許可(執-24)第5432号

宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3

株式会社 大町遼園

証明者 代表取締役 大町 亮子

被証明者との関係

社員

記

技術者の氏名	馬場 仁	生年月日	S37.9.17	使用された期間	60年4月から
使用者の商号又は名称	株式会社 大町遼園			12年3月まで	
職名	実務経験の内容	実務経験年数			
〃	仙台東営業所 東仙台リゾートマンション外構植栽工事 他 14件	6年 1月から 6年12月まで			
〃	〃 野山カントリークラブ芝張替工事 他 10件	2年 1月から 2年12月まで			
〃	〃 宮城県立図書館花壇植栽工事 他 12件	3年 1月から 3年12月まで			
〃	〃 海川カントリークラブ外構植栽工事 他 16件	4年 1月から 4年12月まで			
〃	〃 M邸遼園工事 他 15件	5年 1月から 5年12月まで			
〃	〃 M邸 〃 他 13件	6年 1月から 6年12月まで			
工事部管理棟	台東森林公園植栽工事 他 14件	7年 1月から 7年12月まで			
〃	〃 西公園 〃 他 13件	8年 1月から 8年12月まで			
〃	〃 佐藤邸遼園工事 他 18件	9年 1月から 9年12月まで			
〃	〃 高仙台リゾートマンション外構植栽工事 他 11件	10年 1月から 10年12月まで			
〃	〃 宮城県庁植栽工事 他 13件	11年 1月から 11年12月まで			
〃	〃 西公園整備工事	12年 1月から 12年3月まで			
		年 月から 年 月まで			
		年 月から 年 月まで			
		年 月から 年 月まで			
		年 月から 年 月まで			
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計	満 11年	3月	

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。

被証明者が所属していた部課名等を記載する。所属が明確でない場合は役職名を具体的に記載する。(例) 取締役 ○○部長 ○○課長等

使用人と証明者が異なる場合の理由を記載する。(例) 令和〇年〇月〇日会社解散のため

証明者の立場からみた被証明者との関係を記載する。(例) 役員、社員、従業員

実際に雇用されていた期間を記載する。

実務経験年数は重複しないこと。

実務経験年数の合計を記載する。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計」欄「年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

(注1)

正当な理由によりこの方法によることができない場合は、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(注2)

通年にわたってきれめなく建設工事が続く場合にはその年の代表的工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として、1年分を1行にまとめる。(実務経験10年で申請する場合は、10行以上記載する。)

(14) 実務経験証明書〔様式第九号〕

(当該用紙下段の記載要領をご覧ください。)

〔指定建設業について〕

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められており、実務経験により特定建設業の許可を受けようとする者の専任技術者になることはできません。(一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者に限られる。)

この様式は、実務経験により専任技術者又は主任技術者になる場合に必要です。(法第7条第2号イ又はロの該当者P.17参照)

実務経験を得た当時の商号又は名称を記載する。

証明者は被証明者の使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする。

様式第九号 (第三条関係)

実務経験証明書

(用紙A4)

下記の者は、**遼園** 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

(例)

宮城県知事許可(執-24)第5432号

宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3

株式会社 大町遼園

証明者 代表取締役 大町 亮子

被証明者との関係

社員

記

技術者の氏名	馬場 仁	生年月日	S37.9.17	使用された期間	60年4月から
使用者の商号又は名称	株式会社 大町遼園			12年3月まで	
職名	実務経験の内容	実務経験年数			
〃	仙台東営業所 東仙台リゾートマンション外構植栽工事 他 14件	6年 1月から 6年12月まで			
〃	〃 野山カントリークラブ芝張替工事 他 10件	2年 1月から 2年12月まで			
〃	〃 宮城県立図書館花壇植栽工事 他 12件	3年 1月から 3年12月まで			
〃	〃 海川カントリークラブ外構植栽工事 他 16件	4年 1月から 4年12月まで			
〃	〃 M邸遼園工事 他 15件	5年 1月から 5年12月まで			
〃	〃 M邸 〃 他 13件	6年 1月から 6年12月まで			
工事部管理棟	台東森林公園植栽工事 他 14件	7年 1月から 7年12月まで			
〃	〃 西公園 〃 他 13件	8年 1月から 8年12月まで			
〃	〃 佐藤邸遼園工事 他 18件	9年 1月から 9年12月まで			
〃	〃 高仙台リゾートマンション外構植栽工事 他 11件	10年 1月から 10年12月まで			
〃	〃 宮城県庁植栽工事 他 13件	11年 1月から 11年12月まで			
〃	〃 西公園整備工事	12年 1月から 12年3月まで			
		年 月から 年 月まで			
		年 月から 年 月まで			
		年 月から 年 月まで			
		年 月から 年 月まで			
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計	満 11年	3月	

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。

被証明者が所属していた部課名等を記載する。所属が明確でない場合は役職名を具体的に記載する。(例) 取締役 ○○部長 ○○課長等

使用人と証明者が異なる場合の理由を記載する。(例) 令和〇年〇月〇日会社解散のため

証明者の印を押印する。

証明者の立場からみた被証明者との関係を記載する。(例) 役員、社員、従業員

実際に雇用されていた期間を記載する。

実務経験年数は重複しないこと。

実務経験年数の合計を記載する。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計」欄「年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

(注1)

正当な理由によりこの方法によることができない場合は、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(注2)

通年にわたってきれめなく建設工事が続く場合にはその年の代表的工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として、1年分を1行にまとめる。(実務経験10年で申請する場合は、10行以上記載する。)

(19) 指導監督の実務経験証明書〔様式第十号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

この様式は、実務経験等で特定建設業の専任技術者又は監理技術者になる場合に必要です。(法第15条 第2号口該当者P.17参照)

建設工事の設計又は施工全般について、工事現場主任又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験のもの。

様式第十号 (第十三条関係)

指導監督の実務経験証明書

実務経験証明書記載例 (P.61)と同様

下記の者は、電 気 通 信 工事に關し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。 令和〇年〇月〇日

宮城県仙台市青葉区本町1-2-3
仙台電話工事 株式会社
証明者 代表取締役 鈴木 一郎

被証明者との関係 社員

記

Table with columns: 技術者の氏名, 使用された期間, 発注者名, 請負代金の額, 職名, 実務経験の内容, 実務経験年数. Includes handwritten annotations like '工事施工期間は重複しないこと。' and '各経験年数の始まりの月は計算しない。'

記載要領 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日現在の建設工事については3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日現在の建設工事については1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。

指導監督の実務経験の確認資料

- 1 実務経験証明期間の常勤を確認できるもの (P.68-②参照)
2 実務経験の内容欄に記入した工事についての工事請負契約書等の写

(15) 指導監督の実務経験証明書〔様式第十号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

この様式は、実務経験等で特定建設業の専任技術者又は監理技術者になる場合に必要です。(法第15条 第2号口該当者P.17参照)

建設工事の設計又は施工全般について、工事現場主任又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験のもの。

様式第十号 (第十三条関係)

指導監督の実務経験証明書

実務経験証明書記載例 (P.61)と同様

下記の者は、電 気 通 信 工事に關し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。 令和〇年〇月〇日

宮城県仙台市青葉区本町1-2-3
仙台電話工事 株式会社
証明者 代表取締役 鈴木 一郎

被証明者との関係 社員

記

Table with columns: 技術者の氏名, 使用された期間, 発注者名, 請負代金の額, 職名, 実務経験の内容, 実務経験年数. Includes handwritten annotations like '工事施工期間は重複しないこと。' and '各経験年数の始まりの月は計算しない。'

記載要領 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日現在の建設工事については3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日現在の建設工事については1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。

指導監督の実務経験の確認資料

- 1 実務経験証明期間の常勤を確認できるもの (P.56-②参照)
2 実務経験の内容欄に記入した工事についての工事請負契約書等の写

(21) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調査〔様式第十二号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

法人の場合には、P.33「役員等の一覧表」(別紙一)に記載した役員全員について作成する。ただし、様式第七号別紙又は様式第七号の二別紙を提出した者については、記載不要。

申請者が法人の場合

個人の場合

申請時における職名を記載する。(例) 代表取締役 取締役 個人は事業主

様式第十二号 (第四条関係) (用紙A-4)

許可申請者 **法人の役員等
本
法定代理人
法定代理人の役員等** の住所、生年月日等に関する調査

常勤・非常勤の別を記載する。

現住所	宮城県多賀城市錦ヶ谷1-4-1		
氏名	仙台五郎	生年月日	33年5月22日生
役名等	取締役(常勤)		
賞罰の内容	賞罰の内容		
賞罰	<p>◎記載前に必ず確認!!</p> <p>取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。</p> <p>許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後6年間許可を受けることができなくなる可能性があります。</p> <p>【法第8条の欠格要件の主な例】 ※必ず法律で詳細を確認すること</p> <p>○禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から6年を経過しない者)</p> <p>○禁錮執行猶予が付された場合も該当</p> <p>○刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から6年を経過しない者)</p>		
合和	〇	〇	〇
氏名	仙台五郎		

記載要領

- 1 「法人の役員等(本法定代理人法定代理人の役員等)」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第七号別紙又は様式第七号の二別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

「建設業法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねている場合は、建設業法施行令第3条使用人の住所、生年月日等に関する調査(様式第十三号)は省略し、建設業法施行令第3条使用人に関する内容も、許可申請者の住所、生年月日等に関する調査(様式第十二号)に記載する。

代表者であっても代表者印ではなく個人の印鑑を押印する。同一姓の場合に同一印は使用しないこと。

(21) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調査〔様式第十二号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

法人の場合には、P.33「役員等の一覧表」(別紙一)に記載した役員全員について作成する。ただし、様式第七号別紙又は様式第七号の二別紙を提出した者については、記載不要。

申請者が法人の場合

個人の場合

申請時における職名を記載する。(例) 代表取締役 取締役 個人は事業主

様式第十二号 (第四条関係) (用紙A-4)

許可申請者 **法人の役員等
本
法定代理人
法定代理人の役員等** の住所、生年月日等に関する調査

常勤・非常勤の別を記載する。

現住所	宮城県多賀城市錦ヶ谷1-4-1		
氏名	仙台五郎	生年月日	33年5月22日生
役名等	取締役(常勤)		
賞罰の内容	賞罰の内容		
賞罰	なし		
合和	〇	〇	〇
氏名	仙台五郎		

記載要領

- 1 「法人の役員等(本法定代理人法定代理人の役員等)」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第七号別紙又は様式第七号の二別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するもの。該当がなければ「なし」と記載してください。

「賞罰の内容」の欄に具体的な記載が無いまま、後に行政処分等の事実が確認され、法第8条に該当する場合、「虚偽申請」となり、建設業許可を取り消す場合があります。

上記の通り相違ありません。

「建設業法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねている場合は、建設業法施行令第3条使用人の住所、生年月日等に関する調査(様式第十三号)は省略し、建設業法施行令第3条使用人に関する内容も、許可申請者の住所、生年月日等に関する調査(様式第十二号)に記載する。

代表者であっても代表者印ではなく個人の印鑑を押印する。同一姓の場合に同一印は使用しないこと。

(新)

(22) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕
(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

P.75「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」(様式第十一号)に記載した者全員について作成する。
ただし、役員等を兼ねている者については、許可申請者の調書をもって、これに替えることができる。

P.76「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)」の記入例を参照のこと。

様式第十三号 (第四条関係)

(用紙A.4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	宮城県栗原市築館藤本5-1		
氏 名	馬場 仁	生 年 月 日	5 3 7 年 9 月 1 7 日生
営 業 所 名	古川支店	所属する営業所の名称を記入する。	
職 名	古川支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記の通り相違ありません。			
令和 〇 年 〇 月 〇 日 氏 名 馬 場 仁			

記載要領 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

◎記載前に必ず確認！！

取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないが、必ず確認すること。
許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

【法第9条の欠格要件の主な例】※必ず法律で判断を要すること

- 禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
- ※執行猶予が付された場合も該当
- 刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
- 暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)

(旧)

(22) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕
(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

P.75「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」(様式第十一号)に記載した者全員について作成する。
ただし、役員等を兼ねている者については、許可申請者の調書をもって、これに替えることができる。

P.76「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)」の記入例を参照のこと。

様式第十三号 (第四条関係)

(用紙A.4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	宮城県栗原市築館藤本5-1		
氏 名	馬場 仁	生 年 月 日	5 3 7 年 9 月 1 7 日生
営 業 所 名	古川支店	所属する営業所の名称を記入する。	
職 名	古川支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記の通り相違ありません。			
令和 〇 年 〇 月 〇 日 氏 名 馬 場 仁			

記載要領 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

(新)

許可後の注意事項

1 標識の掲示 一法第40条一

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲示しなければなりません。

(1) 店舗に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
この店舗で営業 している建設業			

↑ 35cm 以上 ↓

← 40cm 以上 →

(2) 建設工事の現場に掲げる標識 (元請業者のみ)

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事許可()第 号		
許可年月日			

↑ 25cm 以上 ↓

← 35cm 以上 →

< 記載要領 >

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣、知事」については、不要なものを消すこと。

(旧)

許可後の注意事項

1 標識の掲示 一法第40条一

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲示しなければなりません。

(1) 店舗に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
この店舗で営業 している建設業			

↑ 35cm 以上 ↓

← 40cm 以上 →

(2) 建設工事の現場に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事許可()第 号		
許可年月日			

↑ 25cm 以上 ↓

← 35cm 以上 →

< 記載要領 >

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣、知事」については、不要なものを消すこと。

(新)

提出部数

宮城県知事許可

正 本	写 し
1部 P.101-104 の一覧表に記載した必要書類を綴ったもの	2部 (正本のコピーで可) 土木事務所提出分 1部 本社控分 1部

※行政書士が書類の作成を行った場合は、行政書士の職印が必要です。
詳しくは、P119を御確認ください。

正 本	写 し

受付時間

午前9時00分から午前11時30分まで

午後1時00分から午後4時30分まで

(ただし、仙台土木事務所へは午後4時00分までお越しください)

(旧)

提出部数

宮城県知事許可

正 本	写 し
1部 (押印したもの) P.101-104 の一覧表に記載した必要書類を綴ったもの	2部 (正本のコピーで可) 土木事務所提出分 1部 本社控分 1部

国土交通大臣許可

正 本	写 し
1部 (押印したもの) 必要書類は東北地方整備局へ ご確認ください	本社控分 1部

受付時間

午前9時00分から午前11時30分まで

午後1時00分から午後4時30分まで

(ただし、仙台土木事務所へは午後4時00分までお越しください)

変更届記載例

(1) 変更届出書〔様式第二十二号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

(第 一 面)

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

(用紙A4)

変更届出書 (第一面)

以下のとおり、(1)商号又は名称 (2)事業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)代表者の氏名 (5)個人事業者の氏名 (6)代表者のフリガナ (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者 (9)建設業法第15条第2号について変更があったので届出をします。

令和〇年〇月〇日

宮城県仙台市宮城野区陸3-8-20 センダイ建設株式会社 代表取締役 仙台 孝夫
宮城県知事 殿 大臣 コード
許可番号 33 01 04 宮城県建設許可(特) 01 01 23 4 5 号 令和 01 年 01 月 01 日 23 日
法人番号 31 0 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Rows include 商号, 営業所の所在地, 資本金, 役員, 代表者(申請者).

変更の内容が、次の①【商号又は名称、代表者又は個人の名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の②【營業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

Form for registration details includingフリガナ, 代表者, 所在地, 郵便番号, 電話番号, 資本金, 届出先, ファックス番号.

該当する事項に○をつける。
変更する事項によって添付書類が異なるので、注意してください。(P.101-104参照)

変更のあった部分の届出でよい。

代表者(申請人)が同時に役員を就任・退任する場合は、役員の変更も届出ること。

変更する部分のみ記入する。

所在地の変更の場合は全て記入する。

どちらか一方の変更の場合も必ず両方とも記入する。

必ず会社等の担当者の名前を記載する。
固定電話の番号を記入する(携帯電話の番号は記入しない)。

変更後の内容を記載する。
複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。
登記事項証明書の事由(退任、辞任、解任、死亡等)に合わせて記載する。
就任・退任等の別、経営業務の管理責任者(経)、専任技術者(技)等を記入する。

変更届記載例

(1) 変更届出書〔様式第二十二号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

(第 一 面)

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

(用紙A4)

変更届出書 (第一面)

以下のとおり、(1)商号又は名称 (2)事業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)代表者の氏名 (5)個人事業者の氏名 (6)代表者のフリガナ (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者 (9)建設業法第15条第2号について変更があったので届出をします。

令和〇年〇月〇日

宮城県仙台市宮城野区陸3-8-20 センダイ建設株式会社 代表取締役 仙台 孝夫
宮城県知事 殿 大臣 コード
許可番号 33 01 04 宮城県建設許可(特) 01 01 23 4 5 号 令和 01 年 01 月 01 日 23 日
法人番号 31 0 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Rows include 商号, 営業所の所在地, 資本金, 役員, 代表者(申請者).

変更の内容が、次の①【商号又は名称、代表者又は個人の名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の②【營業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

Form for registration details includingフリガナ, 代表者, 所在地, 郵便番号, 電話番号, 資本金, 届出先, ファックス番号.

該当する事項に○をつける。
変更する事項によって添付書類が異なるので、注意してください。(P.101-104参照)

変更のあった部分の届出でよい。

代表者(申請人)が同時に役員を就任・退任する場合は、役員の変更も届出ること。

変更する部分のみ記入する。

所在地の変更の場合は全て記入する。

どちらか一方の変更の場合も必ず両方とも記入する。

必ず会社等の担当者の名前を記載する。
固定電話の番号を記入する(携帯電話の番号は記入しない)。

変更後の内容を記載する。
複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。
登記事項証明書の事由(退任、辞任、解任、死亡等)に合わせて記載する。
就任・退任等の別、経営業務の管理責任者(経)、専任技術者(技)等を記入する。

(新)

(3) 届出書〔様式第二十二号の三〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第二十二号の三 (第十条の二関係)

施行規則第7条第1号に規定される常勤役員等がいなくなった場合
専任技術者が1人もいなくなった場合

廃業となる

(用紙A4) 000008

届出書

一部廃業等により専任技術者を削除する場合 (この場合は廃業届も同時に提出)

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
- (3) 専任の技術者を削除した
- (4) 欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

令和〇年〇月〇日

宮城県知事 届出者 宮城県仙台市宮城野区陸3-8-20 センダイ建設株式会社 代表取締役 仙台 喜夫

項番 大臣 コード 知事 許可番号 51094 宮城県知事 許可(特-01) 第012345号 令和01年08月29日

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

該当するものに○をつける。

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準 (経營業務の管理責任者等) を満たさなくなった場合

元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 氏名 51234567890101 生年月日 1111年11月11日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準 (専任の技術者) を満たさなくなった場合

元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 氏名 513456789010101 生年月日 837年02月17日

営業所の名称 センダイ建設 (株) 古川支店 建設工事の種類 (建)

元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 氏名 513456789010101 生年月日 1111年11月11日

元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 氏名 513456789010101 生年月日 1111年11月11日

元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 氏名 513456789010101 生年月日 1111年11月11日

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由 ()

(旧)

(3) 届出書〔様式第二十二号の三〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第二十二号の三 (第十条の二関係)

施行規則第7条第1号に規定される常勤役員等がいなくなった場合
専任技術者が1人もいなくなった場合

廃業となる

(用紙A4) 000008

届出書

一部廃業等により専任技術者を削除する場合 (この場合は廃業届も同時に提出)

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
- (3) 専任の技術者を削除した
- (4) 欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

令和〇年〇月〇日

宮城県知事 届出者 宮城県仙台市宮城野区陸3-8-20 センダイ建設株式会社 代表取締役 仙台 喜夫

項番 大臣 コード 知事 許可番号 51094 宮城県知事 許可(特-01) 第012345号 令和01年08月29日

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

該当するものに○をつける。

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準 (経營業務の管理責任者等) を満たさなくなった場合

元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 氏名 51234567890101 生年月日 1111年11月11日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準 (専任の技術者) を満たさなくなった場合

元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 氏名 513456789010101 生年月日 837年02月17日

営業所の名称 センダイ建設 (株) 古川支店 建設工事の種類 (建)

元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 氏名 513456789010101 生年月日 1111年11月11日

元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 氏名 513456789010101 生年月日 1111年11月11日

元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 氏名 513456789010101 生年月日 1111年11月11日

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由 ()

(4) 変更届出書

(用紙A4)

変更届出書

令和〇年〇月〇日

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記載する。

許可年月日 令和元 年 8 月 25 日
許可番号 国土交通大臣 許可(特) 第 12345 号
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

13桁 国税庁の法人番号公表サイトで検索できます。 ※個人事業主は記載不要

郵便番号 〒 980-8570
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
株式会社 仙台建設
代表取締役 仙台太郎
電話 022(211)3116

東北地方整備局長 殿
宮城県知事

Table with 2 columns: Category (法人/個人) and Submission Status (必ず提出/該当する場合のみ提出/変更があった場合のみ提出)

事業年度(第44期 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)が終了したので、別添のとおり下記の書類を提出します。

(1)~(12)の事項については、該当するものを○で囲む。

(7)大臣許可で法人の場合

- 1 工事経歴書
2 工事施工金額
3 貸借対照表及び損益計算書
4 株主資本等変動計算書及び注記表
5 事業報告書
6 附属明細表
7 法人税納付済額証明書

- 8 所得税納付済額証明書
9 事業税納付済額証明書
10 使用人数
(11) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
(12) 定款
(13) 健康保険等の加入状況

大臣許可で個人の場合
知事許可の場合

(5):特別有限会社を除く株式会社の場合

Table with 2 columns: Category (課税/免税) and Status (○)

報告する事業年度における消費税の課税・免税の別について該当する方を○で囲む

Table with 2 columns: Category (経営事項審査受審予定) and Status (有/無)

(該当する方を○で囲む)

- 記載要領
1 「国土交通大臣」「東北地方整備局長 宮城県知事」「宮城県知事」については、不要のものを消すこと。
2 (1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

(4) 変更届出書

(用紙A4)

変更届出書

令和〇年〇月〇日

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記載する。

許可年月日 令和元 年 8 月 25 日
許可番号 国土交通大臣 許可(特) 第 12345 号
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

13桁 国税庁の法人番号公表サイトで検索できます。 ※個人事業主は記載不要

郵便番号 〒 980-8570
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
株式会社 仙台建設
代表取締役 仙台太郎
電話 022(211)3116

東北地方整備局長 殿
宮城県知事

Table with 2 columns: Category (法人/個人) and Submission Status (必ず提出/該当する場合のみ提出/変更があった場合のみ提出)

事業年度(第44期 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)が終了したので、別添のとおり下記の書類を提出します。

(1)~(12)の事項については、該当するものを○で囲む。

(7)大臣許可で法人の場合

- 1 工事経歴書
2 工事施工金額
3 貸借対照表及び損益計算書
4 株主資本等変動計算書及び注記表
5 事業報告書
6 附属明細表
7 法人税納付済額証明書

- 8 所得税納付済額証明書
9 事業税納付済額証明書
10 使用人数
(11) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
(12) 定款
(13) 健康保険等の加入状況

大臣許可で個人の場合
知事許可の場合

(5):特別有限会社を除く株式会社の場合

Table with 2 columns: Category (課税/免税) and Status (○)

報告する事業年度における消費税の課税・免税の別について該当する方を○で囲む

Table with 2 columns: Category (経営事項審査受審予定) and Status (有/無)

(該当する方を○で囲む)

- 記載要領
1 「国土交通大臣」「東北地方整備局長 宮城県知事」「宮城県知事」については、不要のものを消すこと。
2 (1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

(新)

(旧)

4 訂正の届出

既に提出した書類について訂正がある場合には、訂正届出書を使用して差替書類を提出してください。正・副・控の3部を提出し、正本にのみ訂正前の様式に朱書き訂正したのもも添付してください。

4 訂正の届出

既に提出した書類について訂正がある場合には、訂正届出書を使用して差替書類を提出してください。正・副・控の3部を提出し、正本にのみ訂正前の様式に朱書き訂正したのもも添付してください。

訂正届出書

訂正届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

許可年月日 令和 元 年 8 月 25 日
許可番号 国土交通大臣 許可(般 - 1) 第 12345 号
宮城県知事 特
法人番号

許可年月日 令和 元 年 8 月 25 日
許可番号 国土交通大臣 許可(般 - 1) 第 12345 号
宮城県知事 特
法人番号

郵便番号 〒 980-8570
届出者 所在地 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
商号又は名称 株式会社 仙台建設
代表取締役 仙台太郎
電話 022(211)3116

郵便番号 〒 980-8570
届出者 所在地 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
商号又は名称 株式会社 仙台建設
代表取締役 仙台太郎 印
電話 022(211)3116

東北地方整備局長 殿
宮城県知事

東北地方整備局長 殿
宮城県知事

先に提出した書類について下記のとおり訂正がありましたので届け出ます。

先に提出した書類について下記のとおり訂正がありましたので届け出ます。

記

記

届出事項	様式番号	訂正箇所	書類受付年月日
営業所の新設	第22号の2	営業所の名称	H31.4.15
役員の変更届	別紙1	役員〇〇の住所	R1.6.12
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第2号	土木工事業に計上した工事2件を とび・土工工事業に計上する	R1.7.19
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第3号	土木工事業及びとび・土工工事業 の施工金額	R1.7.19
事業年度も必ず記載する		訂正箇所が明確に分かるよ うに記載する	受付印の押印された年月日

届出事項	様式番号	訂正箇所	書類受付年月日
営業所の新設	第22号の2	営業所の名称	H31.4.15
役員の変更届	別紙1	役員〇〇の住所	R1.6.12
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第2号	土木工事業に計上した工事2件を とび・土工工事業に計上する	R1.7.19
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第3号	土木工事業及びとび・土工工事業 の施工金額	R1.7.19
事業年度も必ず記載する		訂正箇所が明確に分かるよ うに記載する	受付印の押印された年月日

注: 正本1部・写し2部を提出し、正本には訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入し、添付すること。

注: 正本1部・写し2部を提出し、正本には訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入し、添付すること。

(新)

5 建設業許可証明書

下記の様式により、それぞれの地域を所管する各土木事務所（P.24 参照）へ申請してください。

用紙は各土木事務所及び事業管理課建設業振興・指導班に備えてあります。

証明手数料 → 証明書1通につき、600円の宮城県収入証紙を貼付してください。

(用紙A4)

建設業許可証明願

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

令和〇年〇月〇日

住 所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
 商号又は名称 株式会社 仙台建設
 代表者役職名 代表取締役 仙台太郎

次のとおり許可されてあることを証明願います。
 (2 部)

許可年月日 令和 〃年 8月 25日

許可番号 宮城県知事 許可〔 般 - 1 〕第 12345 号

願のとおり相違ないので別紙のとおり証明してよろしいか伺います。

審査	
浄書	
校合	
公印	
発送	担当者

建証第 号

(旧)

5 建設業許可証明書

下記の様式により、それぞれの地域を所管する各土木事務所（P.24 参照）へ申請してください。
 (大臣許可は、東北地方整備局建設部建設産業課へ。) 郵送による申請は受け付けておりません。

用紙は各土木事務所及び事業管理課建設業振興・指導班に備えてあります。

証明手数料 → 証明書1通につき、600円の宮城県収入証紙を貼付してください。

(用紙A4)

建設業許可証明願

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

令和〇年〇月〇日

住 所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
 商号又は名称 株式会社 仙台建設
 代表者役職名 代表取締役 仙台太郎

次のとおり許可されてあることを証明願います。
 (2 部)

許可年月日 令和 〃年 8月 25日

許可番号 宮城県知事 許可〔 般 - 1 〕第 12345 号

願のとおり相違ないので別紙のとおり証明してよろしいか伺います。

審査	
浄書	
校合	
公印	
発送	担当者

建証第 号

建設業許可申請等における行政書士の代理申請について

令和 3 年 3 月
宮城県土木部事業管理課

建設業許可申請等において、行政書士法に基づく行政書士の代理申請については、下記のとおり取扱いますので御承知願います。

記

1 委任状の持参

- ① 委任状は各申請・届出ごとに作成し、委任状の日付は各申請・届出の日から3か月以内のものとする。
- ② 委任の範囲は具体的に記載すること。
- ③ 委任状には行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載すること。
- ④ 委任状は窓口での提示ではなく提出すること。
※原本の返却を希望する場合は、原本を提示の上、写しを提出すること。

2 申請者の記載

- ① 申請者、届出者の欄は、誓約書や証明書の類を除き行政書士の記名押印で可とする。その際、上段に申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）は必ず記載すること（押印は不要）。様式ごとの可否は下記のとおりとします。
- ② 申請書の申請事務担当者の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を必ず記載すること。

3 建設業許可申請に係る予約の場合

代理人（行政書士、行政書士法人等）が予約による建設業許可申請をする場合は、複数の申請を行うときも、申請1件（1社）ごとに予約が必要です。
同一代理人が同一日に同一土木事務所において複数業者の予約による許可申請を行う場合は、審査日1日につき3件（3社分）を限度とします。
また、予約開始日には多くの予約電話等が見込まれることから、予約開始日のみ同一代理人が同一土木事務所に予約できる件数は、6件（6社分）までを限度とします。なお、予約開始日の翌日以降は、予約件数の制限はありません（上記の審査日1日につき3件（3社分）の制限はあり）。

4 経営事項審査に係る予約の場合

- (1) 行政書士の方が代理申請を行う場合、通常の審査会場で申請できる業者数は3業者までとなります。4業者以上の申請を一度に行う場合は、事業管理課ホームページ掲載の「経営事項審査スケジュール表（行政書士の方で4件以上の申請を一度に行う場合）」の日程を電子メール又は往復はがきにより予約して下さい。

5 経営規模等評価結果通知書等の発送

代理人が経営規模等評価結果通知書等の受領を委任されている場合には、当該代理人あてに送付しますので、申請時に返信用封筒（代理人の宛名及び裏面に申請者名及び許可番号を記載）を添付すること。

建設業許可申請等における行政書士の代理申請について

令和 2 年 1 0 月
宮城県土木部事業管理課

建設業許可申請等において、行政書士法に基づく行政書士の代理申請については、下記のとおり取扱いますので御承知願います。

記

1 委任状の持参

- ① 委任状は各申請・届出ごとに作成し、委任状の日付は各申請・届出の日から3か月以内のものとする。
- ② 委任の範囲は具体的に記載すること。
- ③ 委任状には行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載すること。
- ④ 委任状は窓口での提示ではなく提出すること。
※原本の返却を希望する場合は、原本を提示の上、写しを提出すること。
- ⑤ 必要に応じて申請者の印鑑証明を添付すること。（初めての申請・届出の際は必ず）
※知事許可の場合では、上記⑤の印鑑証明は不要。大臣許可のみ必要。

2 申請者の記載

- ① 申請者、届出者の欄は、誓約書や証明書の類を除き行政書士の記名押印で可とする。その際、上段に申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）は必ず記載すること（押印は不要）。様式ごとの可否は下記のとおりとします。
- ② 申請書の申請事務担当者の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を必ず記載すること。

3 建設業許可申請に係る予約の場合

代理人（行政書士、行政書士法人等）が予約による建設業許可申請をする場合は、複数の申請を行うときも、申請1件（1社）ごとに予約が必要です。
同一代理人が同一日に同一土木事務所において複数業者の予約による許可申請を行う場合は、審査日1日につき3件（3社分）を限度とします。
また、予約開始日には多くの予約電話等が見込まれることから、予約開始日のみ同一代理人が同一土木事務所に予約できる件数は、6件（6社分）までを限度とします。なお、予約開始日の翌日以降は、予約件数の制限はありません（上記の審査日1日につき3件（3社分）の制限はあり）。

4 経営事項審査に係る予約の場合

- (1) 行政書士の方が代理申請を行う場合、通常の審査会場で申請できる業者数は3業者までとなります。4業者以上の申請を一度に行う場合は、事業管理課ホームページ掲載の「経営事項審査スケジュール表（行政書士の方で4件以上の申請を一度に行う場合）」の日程を電子メール又は往復はがきにより予約して下さい。

5 経営規模等評価結果通知書等の発送

代理人が経営規模等評価結果通知書等の受領を委任されている場合には、当該代理人あてに送付しますので、申請時に返信用封筒（代理人の宛名及び裏面に申請者名及び許可番号を記載）を添付すること。

(新)

6 その他

行政書士が申請を代行する場合、申請者欄には申請者名のみ記名_____し、書類の作成も行った場合は行政書士法施行規則第9条第2項に基づき、申請書の欄外に書類作成者として行政書士名を記名して押印すること。この場合は委任状の提出を要しないが、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことは出来ない。

●代理人の記名押印で可なもの

《建設業許可、認可及び経営事項審査に関するもの》

- ・ 建設業許可申請書〔様式第一号〕の申請者の欄
- ・ 専任技術者証明書〔新規・変更〕〔様式第八号〕の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合のみ）
- ・ 変更届出書〔様式第二十二号の二〕の届出者の欄
- ・ 決算の変更届出書の届出者の欄
- ・ 届出書〔様式第二十二号の三〕の届出者の欄
- ・ 廃業届〔様式第二十二号の四〕の届出者の欄
- ・ 譲渡及び譲受け認可申請書〔様式第二十二号の五〕の申請者欄
- ・ 合併認可申請書〔様式第二十二号の七〕の申請者欄
- ・ 分割認可申請書〔様式第二十二号の八〕の申請者欄
- ・ 相統認可申請書〔様式第二十二号の十〕の申請者欄
- ・ 届出書〔様式第二十二号の九〕の届出者の欄
- ・ 届出書〔様式第二十二号の十二〕の届出者の欄

- ・ 経営規模等評価申請書〔様式第二十五号の十一〕の申請者の欄

《解体工事業登録申請に関するもの》

- ・ 解体工事業登録申請書〔別記様式第1号〕
- ・ 解体工事業登録事項変更届出書〔別記様式第6号〕

《浄化槽工事業登録に関するもの》

- ・ 浄化槽工事業登録申請書〔別記様式第1号〕
- ・ 浄化槽工事業登録変更事項届出書〔別記様式第7号〕
- ・ 特例浄化槽工事業者届出書〔別記様式第11号〕
- ・ 特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書〔別記様式第12号〕

●代理人の記名押印は不可なもの

《建設業許可、認可及び経営事項審査に関するもの》

- ・ 誓約書〔様式第六号〕の申請者の欄
- ・ 常勤役員等証明書〔様式第七号〕の証明者の欄
- ・ 常勤役員等証明書〔様式第七号〕の申請者の欄
- ・ 常勤役員等及び当該常勤等役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕の証明者の欄
- ・ 常勤役員等及び当該常勤等役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕の申請者の欄
- ・ 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕の申請者・届出者の欄
- ・ 専任技術者証明書〔新規・変更〕〔様式第八号〕の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く）
- ・ 実務経験証明書〔様式第九号〕の証明者の欄
- ・ 指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕の証明者の欄
- ・ 許可申請者の略歴書〔様式第十二号〕の氏名の欄
- ・ 令第3条に規定する使用人の略歴書〔様式第十三号〕の氏名の欄

- ・ 誓約書〔様式第二十二号の六〕の申請者の欄

- ・ 誓約書〔様式第二十二号の十一〕の申請者の欄

- ・ 経営規模等評価申請手数料貼り付け書の申請者の欄

《解体工事業登録申請に関するもの》

(旧)

6 その他

行政書士が申請を代行する場合、申請者欄には申請者名のみ記名及び押印し、書類の作成も行った場合は行政書士法施行規則第9条第2項に基づき、申請書の欄外に書類作成者として行政書士名を記名して押印すること。この場合は委任状の提出を要しないが、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことは出来ない。

●代理人の記名押印で可なもの

《建設業許可_____及び経営事項審査に関するもの》

- ・ 建設業許可申請書〔様式第一号〕の申請者の欄
- ・ 専任技術者証明書〔新規・変更〕〔様式第八号〕の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合のみ）
- ・ 変更届出書〔様式第二十二号の二〕の届出者の欄
- ・ 決算の変更届出書の届出者の欄
- ・ 届出書〔様式第二十二号の三〕の届出者の欄
- ・ 廃業届〔様式第二十二号の四〕の届出者の欄

- ・ 経営規模等評価申請書〔様式第二十五号の十一〕の申請者の欄

《解体工事業登録申請に関するもの》

- ・ 解体工事業登録申請書〔別記様式第1号〕
- ・ 解体工事業登録事項変更届出書〔別記様式第6号〕

《浄化槽工事業登録に関するもの》

- ・ 浄化槽工事業登録申請書〔別記様式第1号〕
- ・ 浄化槽工事業登録変更事項届出書〔別記様式第7号〕
- ・ 特例浄化槽工事業者届出書〔別記様式第11号〕
- ・ 特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書〔別記様式第12号〕

●代理人の記名押印は不可なもの

《建設業許可_____及び経営事項審査に関するもの》

- ・ 誓約書〔様式第六号〕の申請者の欄
- ・ 常勤役員等証明書〔様式第七号〕の証明者の欄
- ・ 常勤役員等証明書〔様式第七号〕の申請者の欄
- ・ 常勤役員等及び当該常勤等役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕の証明者の欄
- ・ 常勤役員等及び当該常勤等役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕の申請者の欄
- ・ 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕の申請者・届出者の欄
- ・ 専任技術者証明書〔新規・変更〕〔様式第八号〕の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く）
- ・ 実務経験証明書〔様式第九号〕の証明者の欄
- ・ 指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕の証明者の欄
- ・ 許可申請者の略歴書〔様式第十二号〕の氏名の欄
- ・ 令第3条に規定する使用人の略歴書〔様式第十三号〕の氏名の欄

- ・ 経営規模等評価申請手数料貼り付け書の申請者の欄

《解体工事業登録申請に関するもの》

